事故が起こった場合の対応について

H26年1月現在

1　応急処置

何よりも先に、負傷者の救護が最優先です。車は速やかに、安全な場所へ移動させて下さい。

2　警察への通報

事故の大小にかかわらず、最寄の警察署又は派出所へ通報し、必ず「事故の届け」を行ってください

警察への「事故の届け出」が無い場合は、「交通事故証明書」が交付されません。

この場合、株式会社ホンダ四輪販売甲信がレンタカーに付保した、すべての保険及びすべての補償制度が一切適用されません。

従いまして、その損害補償及び賠償などは、全額お客様負担となります。

3　ご出発店舗へのご連絡

ご出発店舗へ速やかに事故の状況、場所等のご連絡をして下さい。

相手方がいる場合は、相手方のお名前、住所、連絡先、事故の場所、状況等のメモを取っておいてください。

現場での示談は、絶対に行わないでください。

弊社にご相談なく示談された場合は、その損害補償や賠償など、全額お客様のご負担となることがあります。

4　ノン・オペレーション・チャージ（営業保証）

車両に損害が、発生した場合にはレンタカーに付保されたすべての保険及びすべての補償制度の適用

又は、不適用にかかわらず

①ご帰着予定店舗に車両を返還された場合	20.000円
①ご帰着予定店舗に車両を返還されなかった場合	50.000円+ご帰着予定店舗への回送料

がお客様のご負担となります。

5　補償制度について

株式会社ホンダ四輪販売甲信のレンタカーには万一の交通事故に備えて、以下の補償制度を付保致しております。

①対人補償	1名につき	無制限
②対物補償	1事故につき	無制限
③人身障害	1名につき	無制限
④車両補償	1事故につき	車両時価額（免責価額5万円）

● 加入保険会社名 ： 株式会社 損保ジャパン ●

損保ジャパン事故サポートデスク：**0120−365−110**

（24時間365日対応）

株式会社 ホンダ四輪販売甲信